

# 家畜衛生だより

**佐賀県、茨城県で高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されました！**  
**飼養衛生管理の再徹底をお願いします！**

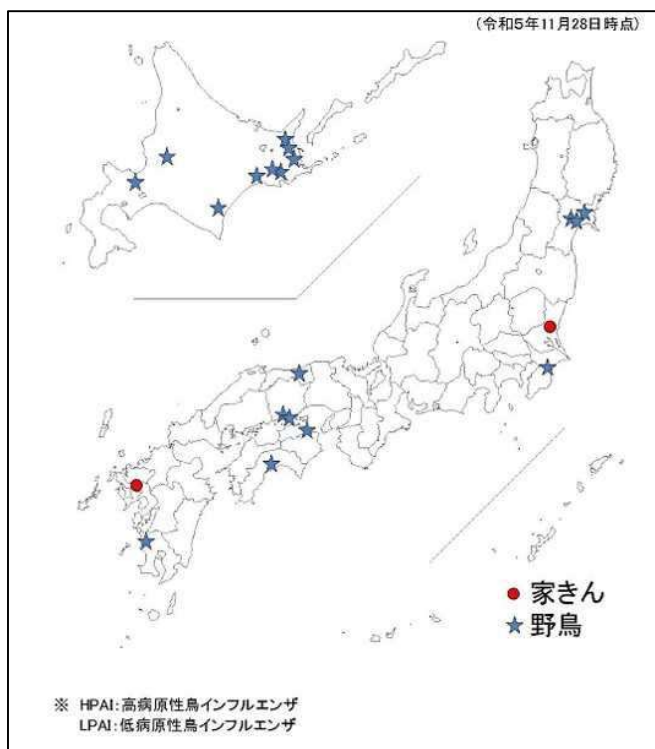
国内において、今シーズンは11月25日に1例目が確認されて以来、令和5年11月27日時点で2県2事例が発生し、約11.2万羽が殺処分の対象となっています。

No.	発生場所	疑似患畜判定日	飼養羽数	病原性亜型
1	佐賀県鹿島市	11/25	約4.0万羽 (採卵鶏・ケージ飼い)	高病原性 H5N1
2	茨城県笠間市	11/27	約7.2万羽 (採卵鶏・ケージ飼い)	高病原性 H5N1

高病原性鳥インフルエンザ発生を踏まえ、県は家きん飼育農場を対象に「消毒方法の実施の命令」を告示しました。

つきましては農場消毒を確実に実施するとともに、消毒作業終了後、当所への連絡をお願いいたします。

(農水省HPより→)



# アニマルウェルフェアに関する 新たな国の指針について

「アニマルウェルフェア(Animal Welfare)」(以下AW)は、日本語では動物福祉と訳します。家畜のアニマルウェルフェアとは、日々の家畜の観察や記録、家畜のていねいな取扱い、良質な飼料や水の給与等の適正な管理を実行することで、家畜のストレスや疾病の減少、家畜の本来持つ能力の発揮などが実現されるものです。

■また、「5つの自由」は、アニマルウェルフェアの状況を把握する上で、役立つ指針とされています。

## 「5つの自由」とは

- ① 飢え、渇き及び栄養不良からの自由
- ② 恐怖及び苦悩からの自由
- ③ 身体的及び熱の不快からの自由
- ④ 苦痛、傷害及び疾病からの自由
- ⑤ 通常の行動様式を発現する自由



■AWの指針は、これまで民間の畜産団体が定めたものがありましたが、近年のAWへの消費者の関心の高まりや国際情勢等を受け、令和5年7月に農水省が新たな指針を作成しました。

(写真：平飼い方式の推奨事項の例)

状況に応じ、より穏和でおとなしい系統を選択するとともに、飼養管理の段階において、飼養空間の増大、損傷した鶏やつつきをする鶏の分離、(略)止り木等の付帯設備の提供等の管理方法を行う。

- 指針は各畜種(乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏、ブロイラー、馬)ごとの「飼養管理に関する技術的な指針」のほか、「家畜の農場内における安楽死に関する技術的な指針」「家畜の輸送に関する技術的な指針」が定められています。
- ※各指針は、農林水産省のHPから「アニマルウェルフェア」と検索して御覧ください。

埼玉県中央家畜保健衛生所 (さいたま市北区别所町 107-1)  
TEL: 048-663-3071 (24時間、土日祝日も受付)

# 高病原性鳥インフルエンザ

## 発生予防のポイント

01

### 農場に入る全ての 人・車両・物品は衛生対策

作業員や外部事業者等を含め、衛生管理区域と家きん舎に入る人は衛生対策を徹底。車両も入場前の洗浄・消毒を必ず実施。物品は原則農場専用。やむを得ず持ち込む場合は洗浄・消毒を忘れない。

**!** 周囲にはウイルスがあると認識。  
農場内・家きん舎内には入れない。

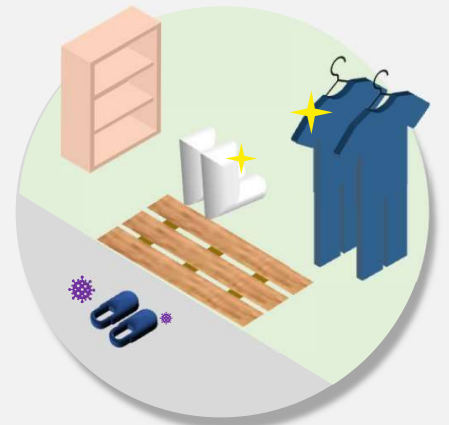


02

### 衛生管理区域・家きん舎ごとに 専用の長靴を着用

農場に入るとき、家きん舎に入るときは、必ず衛生的な長靴に交換。農場内では専用の衣服を着用。

**!** 着替え・履き替えの前後で  
交差しないよう境界を明確に。



03

### ウイルスを媒介する 野生動物の侵入防止対策

家きん舎は定期点検し、防鳥ネットや壁等の破損などはすぐに修繕。目の届きにくい屋根裏や入気口も注意が必要。

**!** 「農場に近寄らせない」  
「農場内に入れない」  
「ネズミ・ハエ等の定期的な駆除」



農場付近の水場は水抜き、忌避テープの設置等により、野鳥を寄せ付けない工夫を。



長靴は洗浄してから消毒の徹底。消毒薬は定期的、または汚れた都度交換。

農場の

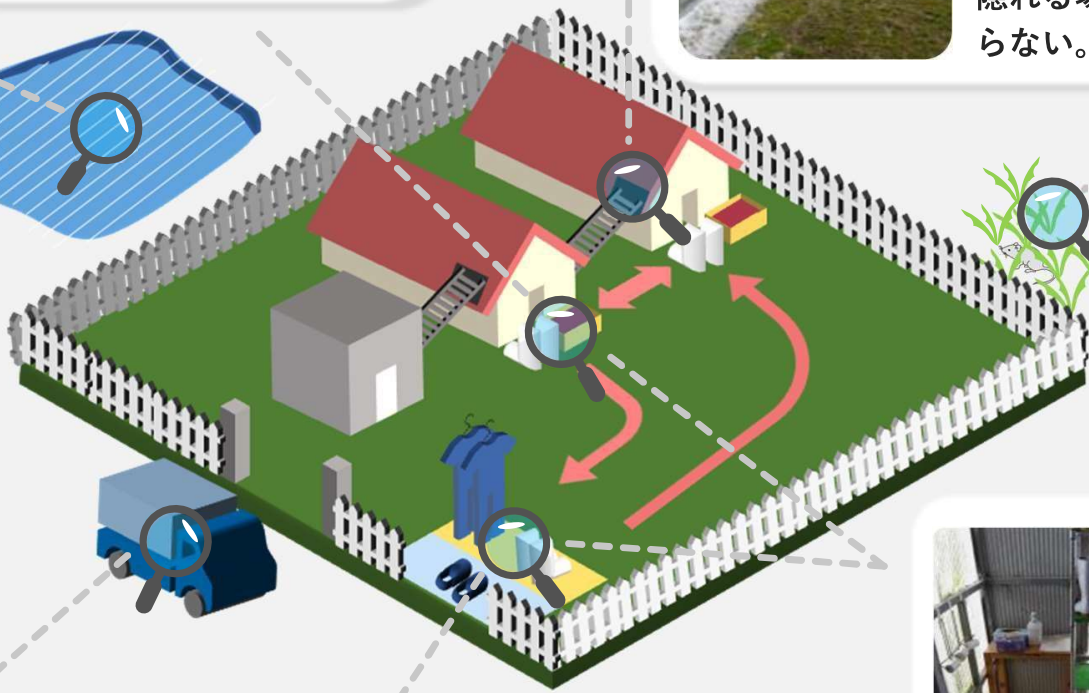
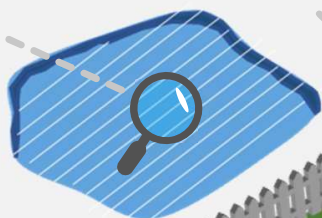
## 重点対策



集卵コンベアなどの開口部の隙間を塞ぐ。普段目の届きにくい屋根裏や入気口も点検し、破損があれば補修。



農場辺縁を含め敷地内の草刈りや枝の剪定を行い、野生動物が隠れる場所を作らない。



車両の消毒の徹底。車体、タイヤ周りや溝の汚れをしっかりと落とす。



洗浄・消毒された衛生的な衣服や長靴を用意。



着替え、履き替えの前後で動線が交差しないよう境界を明確に。

— 例外を作らずに必ず実施することが大切です。 —